学校教育の方針

(1) 学校経営方針及び学校教育目標

① 教育方針

憲法，教育基本法，学校教育法、長崎県並びに長崎市の教育方針・努力目標・教育振興計画に則り、児童の実態と地域の特性を踏まえ，人間性豊かな児童の育成を期する。

② 学校経営方針

子どもも、大人も、ウェルビーイングな学校

～みんなが気持ちよく、安心できる言葉づかいで、気づき、考え、行動する～

③ 学校教育目標

なりたい自分になる！やりたいことをやる！

めざす学校像	めざす児童像	めざす教職員像
○ 子どもが行きたいと思う学校 ○ 保護者が通わせたいと思う学校 ○ 地域が支えたいと思う学校	○ 自分で考え、行動する子 ○ よさを認め、学び合う子 ○ 失敗を恐れず、チャレンジする子	○ 寄り添い、受容的に接する教職員 ○ 課題に気付き、謙虚に学ぶ教職員 ○ 協働し、子どもを伸ばす教職員

④ 努力点と施策

（長崎市第五次総合計画具体化案）

	豊かな心を育みます G1-2	本当の学力を育みます G1-1	健やかな体を育みます G1-2、4
学級で	**指導の最適化を図ります** ○ 「子どもと共に学校をつくる」を合言葉に、安心できるよりよい言語環境づくりを推進します。	**学習規律の最適化を図ります** ○ 子どもに合った学習規律をつくり、学びやすさを追求します。 ○ 授業の振り返りを行い、自分で伸びを実感できるようにします。 **読書指導を推進します** ○ 読書の喜びや効果を様々な場面で子どもに伝え、もっと本に親しめる雰囲気づくりに努めます。	**安全教育を充実します** ○ 登下校及び学校生活でのルールとマナーを子どもと考え、安全から社会規範意識を高めます。
職員室で	**人権・平和意識を高めます** ○ 全校で「認め合う集団づくり」に努め、「いじめを許さず平和をつくる」土の子を目指します。 ○ 全ての教育活動を通して、子ども一人一人の考えを交流する活動を大切にし、人権や平和に対する理解の基礎づくりに努めます。	**校内研修を充実します** ○ 授業での対話を通して、子どもの非認知スキルを高め、子どもの主体性に働きかけます。 ○ 先生たちが授業を通して交流を深め、指導力向上に努めます。	**ｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞな職員室にします** ○ 「職員室にこそ支持的風土を」「健康第一」「7 to 18」を合言葉に、明るく爽やかな職員室をつくり、よりよい状態で子どもと過ごします。 ○ 施設設備について日常の安全点検を確実に行い，事故防止に努めます。
家庭・地域で	**望ましい仲間づくりを進めます** ○ 大人が総がかりで、「みんなで土の子を育てる」地域にします。 ○ 子どもがSNSに頼らず、生の人間の温かさでつながる、本物の仲間づくりをできるようにします。 ながさき基準 ネット・電子メディアの あそび利用 よる9じまで	**家庭学習の習慣化を図ります** ○ 子どもと望ましい家庭学習の意義や必要性、内容などについて話し合い、学年やそれぞれの暮らしに応じた家庭学習の在り方を追求し、家庭と連携して習慣化を図ります。	**基本的生活習慣をつくります** ○ 「あ-は-は運動」を徹底し、望ましい生活リズムをつくります。 あ：朝ごはんを食べましょう は：早寝 は：早起き ○ 学校保健委員会や食育の充実を図り、「なりたい自分」になるために子ども自身が自分を管理する力を高めます。

家庭・地域・社会と連携・協働しながら未来の創り手となる子どもに必要な資質・能力を保証します

家庭・地域・関係機関とつながる【個別施策G1-3】

「家庭とつながる」	「地域とつながる」	「関係機関とつながる」
○ 保護者と願いを共有する ○ 家庭の願いに耳を傾ける ○ 家庭に情報を発信する	○ 地域と願いを共有する ○ 地域の声に耳を傾ける ○ 地域へ学校を開く	○ 市の教育施策を理解する ○ 長崎市教職員の自覚をもつ ○ 関係機関との連携を図る